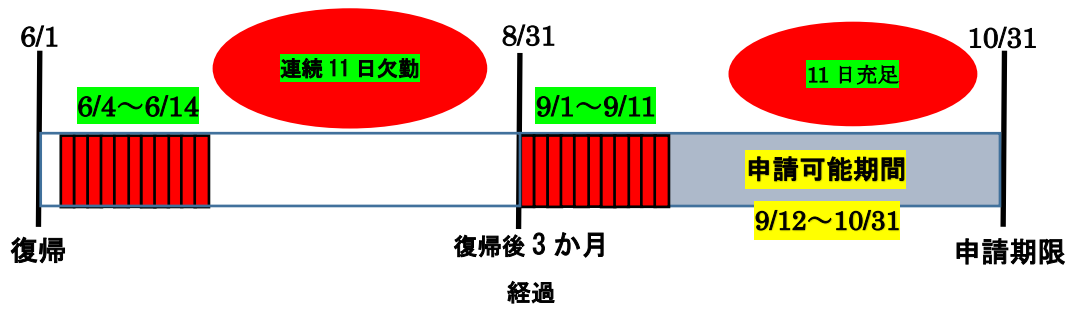


連続10日以上の欠勤等がある場合



連続10日以上<sup>の</sup>欠勤等がある場合、その間に含まれる休日は就労日として扱いません。育児休業から復帰後3か月就労した後、2か月以内に法定休日等を含めて不足日数分を充足し、充足された時点から申請期限までに申請してください

令和2年6月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
					休日	休日			
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		休日	休日						休日
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
休日						休日	休日		

令和2年9月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
				休日	休日				
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	休日	休日						休日	休日
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
休日	休日				休日	休日			